

減価償却の残存価額

Q : 減価償却の残存価額をゼロにするというようなニュースがありました。残存価額とはどのような取扱いになっているのですか？

A : 現在は、次のような取扱いとなっています。

【解説】

残存価額とは、その資産が本来の目的に使用することができなくなった際に残る価値のことをいいます。

減価償却の計算は、その資産の取得価額から残存価額を控除した金額について行われますので、残存価額がいくらになるかを見積もることは、非常に重要になります。

しかし、現実には残存価額を適正に見積もることは困難であることから、税法では、この残存価額を次のように定めています。

- ① 有形固定資産・・・取得価額の10%
- ② 無形減価償却資産・・・ゼロ
- ③ 生物・・・取得価額の5%から50%

減価償却費は、原則として、残存価額に達するまで償却することができますが、①の有形固定資産については、残存価額に達した後も取得価額の5%までは償却してもよいこととされています。

また、鉄筋コンクリート造などの堅固な建物、構築物又は装置については、償却限度額に達した後においても、さらに税務署長の認定を受けて、備忘価額(1円)までを残存使用可能期間で償却することが認められています。

